

○和木町創生テレワーク移住支援金交付要綱

令和6年12月3日

告示第31号

(趣旨)

第1条 この告示は、やまぐち創生テレワーク移住支援事業に基づく東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県(以下「対象エリア」という。)から本町への移住促進を図るために実施する和木町創生テレワーク移住支援事業に係る支援金(以下「支援金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 転入 本町に住居を移し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民基本台帳に記載されることをいう。

(対象者要件)

第3条 支援金の交付対象となる者(以下「支援対象者」という。)は、第5条に規定する申請(以下「申請」という。)のあった日から5年以上継続して本町に居住する意思をもって転入する者であって、申請時において、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当する

こと。

ア 転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、対象エリアに在住していたこと。この場合において、対象エリアの大学等へ通学し、対象エリアの企業等へ就職した者については、当該通学した期間を含めることができる。

イ 転入する直前に、連続して1年以上対象エリアに在住していたこと。この場合において、対象エリアの大学等へ通学し、対象エリアの企業等へ就職した者については、当該通学した期間を含めることができる。

(2) 移住先に関する要件 施行日以降に転入したこと。

(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 日本人であること又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

イ 第5条に規定する申請書に記載された世帯員（以下「世帯員」という。）が、支援対象者と移住元において同一世帯に属し、かつ申請の際、同一世帯に属していること（単身世帯を除く。）。

ウ 支援対象者及び世帯員がいずれも、申請の際、転入後1年以内であること。

エ 支援対象者及び世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

オ 支援対象者及び世帯員がいずれも、過去において本町及び他の自治体が行う同様の支援金、又は他の同種の支援金の交付を受けていないこと。

カ アからオまでに掲げるもののほか、町長が支援対象として不相当と認めた者でないこと。

（支援金の額）

第4条 支援金は、予算の範囲内で交付する。

2 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、申請年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき50万円を加算する。

（1） 単身世帯 30万円

（2） 2人以上の世帯 50万円

（支援金の交付申請）

第5条 支援金の交付を申請しようとする支援対象者は、転入をし

た日から起算して1年に到達する日までの間に、和木町創生テレワーク移住支援金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 転入後の住民票の写し（2人以上の世帯向けの申請を行う場合にあっては、支援対象者を含めた世帯全員分）
- (2) 就業証明書（別記様式第2号）
- (3) 戸籍の附票の写し等、転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上、移住元に居住していたことが確認できる書類
- (4) 住民票の写し（除票）等、支援対象者及び世帯員全員が移住元で同一世帯であったことが確認できる書類（単身世帯は除く。）
- (5) 対象エリアの大学等に通学し、対象エリアの企業等へ就職した者であって、当該通学した期間を移住元としての期間に含めるものにあつては、卒業証明書その他通学期間及び卒業校を確認できる書類
- (6) 運転免許証等、本人確認ができる書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類（支援金の交付決定等）

第6条 町長は、前条の申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、当該申請書の提出があつた日から14日以内に支援金の交付決定を行い、その旨を和木町創生テレワーク移住支援金交付決定通知書（別記様式第3号）に

より当該申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 支援金の交付は、前条の規定により支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの和木町創生テレワーク移住支援金交付請求書（別記様式第4号）の提出による請求に基づき行うものとする。

(報告及び是正のための措置)

第8条 交付決定者は、第6条の規定による交付決定を受けた日から5年を経過する日又は次条の規定による交付決定の取消しを受けた日までの間、住所、勤務先及び第3条に規定する支援対象者の要件の確認に必要な事項を、毎年別に定める日までに、和木町創生テレワーク移住支援金現況届（別記様式第5号）により町長に報告しなければならない。

2 町長は、本事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、交付決定者に対して必要な報告を求めることができる。

(支援金の交付決定の取消し及び返還命令)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、就業先の企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

(1) 偽り又は不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。

(2) 正当な理由なく、前条第1項の報告を行わないとき、又

は同条第2項の規定による求めに応じなかったとき。

(3) 申請のあった日から3年を経過する前に町外へ転出したとき。

(4) 申請のあった日から3年以上5年以内に町外に転出したとき。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、同項第1号から第3号までに該当する場合にあっては支援金の全額について、同項第4号に該当する場合にあっては支援金の半額について、その返還を期限を定めて和木町創生テレワーク移住支援金返還請求書(別記様式第6号)により請求するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年1月1日から施行する。